

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年3月4日

飛 騨 市

# 目 次

	ページ
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	ページ
1. 現状と課題	・・・ 1
2. 基本目標	・・・ 3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・ 8
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等 が目標とすべき農業経営の指標	・・・ 13
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	・・・ 15
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・ 16
1. 利用権設定等促進事業に関する事項	・・・ 18
2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・ 25
3. 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	・・・ 28
4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進 に関する事項	・・・ 29
5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・・・ 31
第5 その他	・・・ 32

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1. 現状と課題

飛騨市は、岐阜県の最北端に位置し、総面積の約93%を森林が占め、神通川水系の宮川、高原川とその支流に沿って集落と耕地が点在する中山間地で、標高200m～900mと高低差の極めて著しい地域であり、年間を通じて寒暖の差が大きい。

農業はその自然や気候条件を生かした夏秋トマト・ほうれんそうなどの高冷地野菜をはじめ、リンゴ・モモなどの果樹、水稻を中心に大豆・ソバなどの栽培が盛んであるとともに新たにアスパラガスやきくらげ等の栽培も普及しつつある。また、「飛騨牛」ブランドを確立した肉用牛を中心とした畜産業、イワナやマスなどの淡水魚の養殖業も盛んに行われており、引き続き地域の特性を生かした農畜産物のブランド化を推進し、農業者の所得を確保・向上させる必要がある。

また、近年農業を支える農業経営体の減少が続き、令和2年度の農業経営体は543経営体となり、平成27年に比べ20.6%減少している。一方で、認定農業者や新規就農者等の担い手づくりを進めてきた結果、令和2年度の地域農業の中心を担う経営体数（認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者の計）は101経営体となり、平成27年度と比べ8.6%増加している。1経営体あたりの経営耕地面積は平成27年度と比べ16.1%増加し、経営規模の拡大も着実に進展しているものの、県平均の1.5haと比較して1.3haと小さく経営規模が零細であることから、農業者の経営基盤の強化を促進する必要がある。加えて、当市は中山間地域で、平坦地域に比べ傾斜地が多く区画も小さいなどの不利な営農条件や高齢化により農用地の管理や集落機能の維持が困難になりつつあり、中山間地域での農業の振興、集落機能の強化は特に重要な課題となっている。

新規就農の状況については、近年増加傾向にはあるものの、令和2年の新規就農者等は6人に止まり、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は77%を占め、40代以下の生産者はわずか9%に止まっている。産地を維持し、さらなる拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手となる新規就農者を安定的かつ計画的に確保していくことが急務である。

さらに、頻発する自然災害や資材価格の高騰、農産物価格の低迷など農業経営を取り巻く環境も厳しさを増す中、スマート農業などの新技術や新品目の導入など経営環境の変化にも対応できる経営体の育成、新規就農者の早期経営安定と認定農業者への移行を進める必要がある。

<総農家数、経営耕地面積等の推移>

	平成27年	令和2年	備考
農業経営体数	684	543	
個人経営体	657	498	
団体経営体	27	45	
法人経営体	20	38	
中心経営体	93	101	
経営耕地のある 経営体数	674	536	
経営耕地面積(ha)	753	699	
1経営体あたり 耕地面積	1.12	1.30	令和2年県平均1.53
基幹的農業従事者	733	561	
平均年齢	69.8	69.7	令和2年県平均70.9
65歳以上の割合	76.8	77.2	令和2年県平均80.2

<農林業センサス・農林部調査>

<認定農業者数等の推移>

	平成27年	令和2年	備考
認定農業者数	84	81	農林部調査
うち農業法人数	24	27	農林部調査

<新規就農者数等の推移>

	平成30年	令和元年	令和2年	備考
新規就農者数	5	6	3	農林部調査
雇用就農者数	1	8	0	農林部調査
定年帰農者数	7	6	3	農林部調査
農業参入法人	2	1	0	農林部調査
集落営農	0	0	0	農林部調査
計	15	21	6	農林部調査

## 2. 基本目標

農業・農村を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたって、農業の営みを継続し、農村の暮らしを受け継いでいくために、「ぎふ農業・農村基本計画」において、今後の農業・農村の進行方向として定められた4つの基本方針「ぎふ農業・農村を支える人材育成」「安心して身近な『ぎふの食』づくり」「ぎふ農畜水産物のブランド展開」「地域資源を活かした農村づくり」に基づき、施策を講じることとする。

平成25年度において、新規就農者及び既存農業者の営農を一貫してサポートするため、市長の附属機関として設置した、飛騨市農業支援協議会において、農業及び農村振興に対する有識者の話し合いにより、施策の立案と合意形成、評価を目指す。

### (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の所得水準及び労働時間

産業としての農業を振興するため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目指す。

具体的には、他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例をふまえ、効率的かつ安定的な農業経営体の所得水準及び労働時間の目標を以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者1人あたりおおむね1,600～2,000時間
年間農業所得	主たる従事者1人あたりおおむね400～500万円

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の所得水準及び労働時間

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の年間総労働時間（主たる従事者1人あたりおおむね1,600～2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得目標のおおむね4割以上）を目標とする。

### (3) 効率的かつ安定的な農業経営体及び意欲ある新規就農者を育成・確保するための施策

#### ① 効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保するための施策

##### ア 新規就農者への技術・経営両面での伴走支援

県、飛騨農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関と連携し、個別巡回や相談、専門家派遣、研修会の開催など、技術・経営両面からのフォローアップを強化し、新規就農者の認定農業者への移行を推進する。

また、JAひだ飛騨地域トマト研修所やひだキャトルステーション、指導農業士等による研修体制の充実を図り、初心者でも安心して就農できる環境を確立させる。

#### イ 経営環境の変化に対応できる経営体の育成支援

認定農業者等が行う経営安定を目指した新品目・新技術の導入など新たな分野にチャレンジする取組み、規模拡大など経営発展に必要な機械・施設等の整備を支援する。

また、自然災害や価格低下などの収入減少に備えるため、農業共済や収入保険の積極的な加入を促進する。

#### ウ 農用地の集積・集約化

県、農業委員会、飛騨農業協同組合等の関係機関と連携し、実質化した人・農地プランに基づき、農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地の集積及び集約化を促進する。

また、集積・集約化に必要な農業用機械・施設の整備を支援するとともに、農地の大区画化などの生産基盤整備を推進する。

#### エ 集落営農の組織化、経営強化の推進

市と関係機関で組織する推進チームや専門家の派遣、組織化に向けた説明会の開催等により集落営農の組織化を推進するとともに、経営の安定・発展に必要な農業用機械・施設の整備を支援する。

また、集落営農組織の後継者育成のため、オペレーター養成などの取組みを支援するとともに、農業用機械の安全取扱や大型特殊免許の取得を推進する。

#### オ 農業法人等での雇用確保

農業法人等での雇用は、農業法人を支える人材を確保するだけでなく、将来、独立就農を目指す者を育成する側面もあることを踏まえ、農業法人等の経営を支える雇用就農を推進するため、ぎふアグリチャレンジ支援センターや飛騨農業協同組合等と連携した求人情報の発信、雇用労働環境の改善に必要な農業用機械・施設の整備を支援する。

また、国の雇用事業を活用して、就業者の技術習得を推進する。

#### カ 企業の農業参入促進

担い手の確保が困難な地域においては、企業等が地域農業の担い手となれるよう、ぎふアグリチャレンジ支援センターや農業委員会ネットワーク機構等と連携し、企業と地域における参入に向けた合意形成や、各種補助制度等の情報提供など、企業の農業参入を支援する。

#### キ スマート農業技術の導入支援

関係機関と連携し、セミナー・展示実演会の開催による情報発信や技術研修会の開催、県によるスマート農業機械・機器等の貸出しなどにより、スマート農業導入を推進するとともに、スマート農業機械等の共同利用によるコスト低減や、法面管理等の省力化・軽労化に向けた機械導入を支援する。

また、データの活用により、収量向上や高品質化を目指すなど、経営改善に取り組む農業者を育成し、データの効果的な活用に向けた産地の基盤づくりを推進する。

#### ク 農地保全の推進

農地が適切に維持・管理されていることを目的に、水稻専業農家への集積・集約を進めると同時に、小規模な農業の担い手で新たに自己の営農規模を拡大し農地保全に資する方を対象として、農業機械の整備等の支援を行うことで農業離れの防止と農地保全に繋げる。

#### ケ 獣害対策

増加しつつある獣害対策として、多様な鳥獣害への防除と捕獲の両輪による適切な対策を行なうことで、農業意欲の低下を防ぐ。

#### コ 市内農産物の高付加価値化

ふるさと納税などをきっかけとしたインターネットの活用や、市内に3カ所ある農産物直売所により、恵まれた自然によって育まれた市内農産物の美味しさを市内外の方に届けることで、地産地消から地産外消に繋げるとともに、消費者の声が生産者に届くことで農業のやりがいを感じてもらおう。

### ② 意欲ある新規就農者を育成・確保するための施策

ぎふアグリチャレンジ支援センター、県、農業委員会、飛騨農業協同組合、飛騨市農業支援協議会等と密接に連携を図り、役割を分担しながら新規就農者の育成・確保に向けた各種取組みを推進する。

#### ア 岐阜県方式による新規就農者の育成

ぎふアグリチャレンジ支援センター、飛騨市農業支援協議会と連携し、就農相談から研修、就農、定着まで一貫した就農支援を行い、新規就農者の育成を推進する。

#### イ 就農者育成プランに基づく新規就農者育成

担い手育成方針を定める就農者育成プランを策定し、産地の実状に応じた新規就農者等の育成を進める。

また、多様な就農ニーズに対応するため、JAひだ飛騨地域トマト研修所等、

就農研修拠点やあすなる農業塾における研修品目の拡大に取り組むとともに、研修体制の充実を図り、初心者でも安心して就農できる環境を確立させる。

#### ウ 経営継承の推進

第三者、親子・親族間の経営継承を推進するため、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関と連携し、リタイア農家と就農希望者とのマッチングや円滑な継承に向けた説明会などを開催するとともに、継承した施設の改修整備等を支援する。

#### エ 定年帰農者の育成

関係機関と連携し、就農相談会等により定年就農希望者の掘り起こしを図るとともに、有識者や地域の担い手による指導や助言などのサポート体制を確立し、技術習得を支援するとともに地域を支える担い手になるよう支援を行う。

### (4) 地域ごとに推進する取組

#### ① 古川町

飛騨農業協同組合が事業主体となる信包地内のトマト研修施設に、各期3人の研修生を受入れる。また、高野・畦畑地区等を中心にトマトの生産を主体とする新規就農者の受入れを行い、農地利用負担の軽減措置等の支援策を講ずる。

市内唯一の平坦部である古川盆地において、是重、上気多、下気多、杉崎、袈裟丸のいわゆる古川東部地区には、平均5aの狭小な農地が広がっており、担い手不足や農業離れが加速し、遊休農地となっていくことが懸念される。このため、担い手農家への集積・集約を進めるために、土地の状況に合わせ、平均50aの農地とする土地改良事業を推進していくこととし、まずは、是重地区、次いで杉崎地区において土地改良事業を進めていく予定である。また、担い手農家の減少を踏まえ、少人数でも農地を維持できるよう農地中間管理事業等を活用した農地集積・集約化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を実現するための基盤を整え、青年層が意欲を持って就農できる環境を整える。

#### ② 河合町・宮川町

従来から高冷地野菜の施設園芸と和牛繁殖を中心とした畜産経営が行われている地域であり、畜産経営を中心に比較的后継者が確保されつつある一方で、高齢化により全体の農業者数は減少していることから、意欲のある担い手が既存資産の有効活用を図りつつ、他地域から担い手を受け入れるために農地の基盤整備が必要となるため、市の補助事業である小規模基盤整備事業などを活用し、支援を行いながら効率的な生産が行える環境を整える。

また、イワナやマスなどの養殖業は高齢化による後継者不足が深刻であることから、経営継承等による後継者の確保に向けた取組を進める。

③ 神岡町

冷涼な気候と土壌条件が高冷地野菜の栽培に適していることから、昭和30年代に蔬菜組合を設立し、古くから協業化を進めてきた地域である。しかし、近年、後継者不足による生産農家の減少が危惧されていることから、当市に所在する県の農業試験場と連携し、石神・袖川地区におけるトマト栽培、山之村地区におけるほうれんそう栽培の新技术の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整える。また、小萱・野首・丸山地区など、実質化した人・農地プランに従って市内外の担い手による農用地の維持を図りながら、農業者が安定した経営を行える取組を進めていく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市及び周辺市村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水田農業	〈作付面積等〉 水稲 8.0ha 新規需要米 7.0ha 〈経営面積〉 15.0ha 作業受託 15.0ha	〈資本装備〉 トラクター 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン 〈栽培技術等〉 ・農用地の集積及び集約化による作業効率化 ・需要に応じた品目生産 ・銘柄米による高付加価値化 〈作付体系〉 4月～10月	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 〈従事者〉 基幹 1人 補助 2人
夏ほうれんそう	〈作付面積等〉 ほうれんそう 1.0ha 〈経営面積〉 4.0ha (年4作)	〈資本装備〉 パイプハウス 自動袋詰機 トラクター 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 収穫機 予冷庫 〈栽培技術等〉 ・耐雪・耐風補強ハウスの導入 ・遮光資材活用による安定生産 ・農業生産工程管理(GAP)の推進 〈作付体系〉 4月～10月	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 〈従事者〉 基幹 1人 補助 7人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト	<p>〈作付面積等〉            トマト 0.6ha            〈経営面積〉            0.6ha</p>	<p>〈資本装備〉            パイプハウス            トラクター            ロボットスプレーカー            管理機            動力噴霧器            運搬車</p> <p>〈栽培技術等〉            ・耐雪・耐風補強ハウスの導入            ・緑肥活用による土壌物理性改善            ・農業生産工程管理(GAP)の推進</p> <p>〈作付体系〉            4月～11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・臨時雇用従事者の確保</li> </ul> <p>〈従事者〉            基幹 1人            補助 2人</p>
夏ほうれんそう＋菌床しいたけ	<p>〈作付面積等〉            ほうれんそう 0.8ha            菌床しいたけ 5,000ブロック            〈経営面積〉            3.2ha            (年4作)</p>	<p>〈資本装備〉            パイプハウス            自動袋詰機            トラクター            真空播種機            土壌消毒機            動力噴霧器            収穫機            予冷库            暖房機            培養棚</p> <p>〈栽培技術等〉            ・耐雪・耐風補強ハウスの導入            ・遮光資材活用による安定生産            ・農業生産工程管理(GAP)の推進            ・順次発生の技術向上            ・適正温度管理</p> <p>〈作付体系〉            ほうれんそう 4月～10月            菌床しいたけ 10月～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・臨時雇用従事者の確保</li> </ul> <p>〈従事者〉            基幹 1人            補助 6人</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
アスパラガス	〈作付面積等〉 アスパラガス 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本装備〉 パイプハウス トラクター 管理機 動力噴霧器 予冷庫 選別機  〈栽培技術等〉 ・適正立茎による安定生産 ・適期防除の徹底 ・防虫ネットの導入  〈作付体系〉 4月～9月	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保  〈従事者〉 基幹 1人 補助 2人
花き	〈作付面積等〉 トルコギキョウ 0.4ha ひまわり 0.2ha 〈経営面積〉 0.6ha	〈資本装備〉 パイプハウス トラクター 予冷庫 管理機 動力噴霧器  〈栽培技術等〉 ・共同育苗による省力化 ・暖房による作期拡大 ・新品種・新技術の導入  〈作付体系〉 4月～10月	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保  〈従事者〉 基幹 1人 補助 1人
酪農	〈作付面積等〉 経産牛 35頭 飼料作物 3.8ha 混播牧草 8.3ha	〈資本装備〉 畜舎 堆肥舎 搾乳ユニット自動搬送装置 トラクター マニユアスプレッター  〈栽培技術等〉 ・受精卵移植の導入 ・防疫衛生体制の強化 ・適切な糞尿処理の推進	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保  〈従事者〉 基幹 1人 補助 1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛一貫	〈作付面積等〉 繁殖雌牛 60頭 肥育牛 100頭 飼料作物 1.2ha 混播牧草 5.0ha	〈資本装備〉 繁殖牛舎 哺育牛舎 肥育牛舎 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 トラクター マニュアルプレッター  〈栽培技術等〉 ・優良雌子牛の保留 ・受精卵移植の導入 ・飛驒牛ブランドの維持・拡大 ・防疫衛生体制の強化 ・適切な糞尿処理の推進	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保  〈従事者〉 基幹 1人 補助 2人
肉用牛繁殖	〈作付面積等〉 繁殖雌牛 30頭 混播牧草 3.0ha	〈資本装備〉 繁殖牛舎 哺育牛舎 堆肥舎 トラクター マニュアルプレッター  〈栽培技術等〉 ・飛驒牛ブランドの維持・拡大 ・防疫衛生体制の強化 ・優良雌子牛の保留 ・受精卵移植の導入	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保  〈従事者〉 基幹 1人 補助 1人
肉用牛肥育	〈作付面積等〉 肥育牛 200頭 飼料作物 0.8ha	〈資本装備〉 肥育牛舎 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 トラクター マニュアルプレッター  〈栽培技術等〉 ・飛驒牛ブランドの維持・拡大 ・耕畜連携の推進 ・肥育期間短縮による経費・労働力の抑制 ・適切な糞尿処理の推進	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保  〈従事者〉 基幹 1人 補助 2人

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田農業	〈作付面積等〉 水稲 15.0ha 新規需要米 10.0ha 大豆またはそば 10.0ha  〈経営面積〉 35.0ha  作業受託 20.0ha	〈資本装備〉 トラクター 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン 大豆用コンバイン  〈栽培技術等〉 ・農用地の集積及び集約化による作業効率化 ・需要に応じた品目生産 ・銘柄米による高付加価値化  〈作付体系〉 4月～10月	・簿記記帳、伝票会計の導入による経営委管理	・臨時雇用従事者の確保 ・社会保険制度への加入  〈従事者〉 基幹 2人 補助 3人
果 樹	〈作付面積等〉 りんご 1.0ha もも 0.5ha  〈経営面積〉 1.5ha	〈資本装備〉 スピードスプレーヤー 乗用モア 高所作業台車 予冷库 封函機  〈栽培技術等〉 ・低樹高仕立による省力化 ・一斉防除による省力化 ・新品種導入による作期拡大  〈作付体系〉 りんご 4月～11月 もも 4月～8月	・簿記記帳、伝票会計の導入による経営委管理	・臨時雇用従事者の確保 ・社会保険制度への加入  〈従事者〉 基幹 2人 補助 4人
肉用牛繁殖	〈作付面積等〉 繁殖雌牛 200頭 飼料作物 3.0ha 混播牧草 7.0ha	〈資本装備〉 繁殖牛舎 哺育牛舎 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 トラクター マニユアスプレッター  〈栽培技術等〉 ・飛驒牛ブランドの維持・拡大 ・防疫衛生体制の強化 ・優良雌子牛の保留 ・受精卵移植の導入	・簿記記帳、伝票会計の導入による経営委管理	・臨時雇用従事者の確保 ・社会保険制度への加入  〈従事者〉 基幹 3人 補助 1人

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水田農業	〈作付面積等〉 水稲 2.8ha 新規需要米 2.5ha 〈経営面積〉 5.3ha 作業受託 13.0ha	〈資本装備〉 トラクター 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン 〈栽培技術等〉 ・農用地の集積及び集約化による作業効率化 ・需要に応じた品目生産 ・銘柄米による高付加価値化 〈作付体系〉 4月～10月	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 〈従事者〉 基幹 1人 補助 1人
夏ほうれんそう	〈作付面積等〉 ほうれんそう 0.5ha 〈経営面積〉 2.0ha (年4作)	〈資本装備〉 パイプハウス 自動袋詰機(中型) トラクター 真空播種機 土壌消毒機 動力噴霧器 収穫機 予冷库 〈栽培技術等〉 ・耐雪・耐風補強ハウスの導入 ・遮光資材活用による安定生産 ・農業生産工程管理(GAP)の推進 〈作付体系〉 4月～10月	・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 〈従事者〉 基幹 1人 補助 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
夏秋トマト	<p>〈作付面積等〉            トマト 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉            0.3ha</p>	<p>〈資本装備〉            パイプハウス            トラクター            ロボットスプレーカー            管理機            動力噴霧器            運搬車</p> <p>〈栽培技術等〉            ・耐雪・耐風補強ハウスの導入            ・緑肥活用による土壌物理性改善            ・農業生産工程管理(GAP)の推進</p> <p>〈作付体系〉            4月～11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・臨時雇用従事者の確保</li> </ul> <p>〈従事者〉            基幹 1人            補助 1人</p>
肉用牛繁殖	<p>〈作付面積等〉            繁殖雌牛 20頭            混播牧草 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉            繁殖牛舎            哺育牛舎            堆肥舎            トラクター            マニユアスプレッター</p> <p>〈栽培技術等〉            ・飛驒牛ブランドの維持・拡大            ・防疫衛生体制の強化            ・優良雌子牛の保留            ・受精卵移植の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による農業経営と家計の分離</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・臨時雇用従事者の確保</li> </ul> <p>〈従事者〉            基幹 1人            補助0.55人</p>

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積、特に面的にまとまった形での利用集積（面的集積）を促進するために、各地域の実質化した人・農地プランを基に関係機関及び関係団体との連携を確保し、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業等の農地流動化施策を活用し、下記の目標に向け、担い手への農用地の利用集積を推進する。

#### ○当市の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積率目標		備考
現在（令和2年度）	目標（令和12年度）	
33%	50%	

- 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標  
各地域の実質化した人・農地プランを基に農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。
- 3 農用地の利用関係の改善に関する事項  
農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、各地域の実質化した人・農地プランを基に関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。  
その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当市は、岐阜県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、当市農業の地域特性、即ち、ほ場整備実施による水田区画の整理と土地利用型農業の推進及び、施設園芸等を中心とした土地集約型農業推進、畜産・果樹等のブランド化等付加価値を高めた推進や複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

当市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農作業受委託事業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他の農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

### (1) 古川町

- ア. 上町、三ヶ区、数河、五カ村、畦畑地区においては、高冷地野菜・菌床椎茸の複合経営が行われており、これらの新規開拓・規模拡大により一層振興し、利用権設定等促進事業の推進により農用地の高効率利用及び施設の団地化を図っていく。また、水稻については集落営農組織や水稻担い手農家への集積・集約を図る。
- イ. 比較的平坦地である是重、杉崎地区においては、土地改良事業を行い、担い手への集積・集約による効率的な営農を図り、担い手の農業経営の拡大を目指す。今後、気多、袈裟丸地区においても少人数でも農業を継続可能となるよう効率的な営農を目指し、土地改良事業による集積・集約を行っていく。
- ウ. 平成28年度において、中野地区にて集落営農が設立されたように、農用地利用団体の整備充実と稲作・野菜等の営農組織の充実・育成を図るための活動事業を推進し、担い手不足のもとに発生している遊休農地の解消に努めながら、地域ぐるみの営農・農用地利用を図る。

### (2) 河合町

- ア. 稲越地区においては、主要農地のほ場整備が完了し、高冷地野菜の施設園芸と畜産、

特に和牛繁殖によって、農用地の利用が図られているが、高性能な生産条件整備を図るため、利用権設定等促進事業を推進し、高冷地野菜等の団地化・規模拡大によって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

- イ. 小鳥川流域においても、主要農用地のほ場整備が完了しており、利用権設定・作業受委託を推進することによって、市の補助事業である小規模基盤整備事業を行うなどして、他地域からの担い手の受け入れ、農用地の利用集積を進める。
- ウ. 農用地の利用改善を図るため、今後、地区ごとに実質化した人・農地プランに従って、地域ぐるみの営農・農用地利用に取り組む。

### (3) 宮川町

- ア. 林、西忍、種蔵、野首地区においては、そばの生産組合が農地保全を担っているが、生産組合メンバーの高齢化に伴って、営農面積の減少が懸念されているため、地域全体で農地保全を考えていく必要がある。
- イ. 大無雁、打保、杉原地区においては、担い手に農地を集積・集約して、営農を維持していく必要がある。また、市の補助事業である小規模基盤整備事業を行うなどして、他地域からの担い手の受け入れ、農用地の利用集積を進める。
- ウ. 宮川町全体で、実質化した人・農地プランに従って、地域ぐるみの営農・農地利用に取り組んでいく。

### (4) 神岡町

- ア. 小萱、野首、丸山、東雲、麻生野地区においては、県営住環境整備事業のほ場整備が進められ、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成をいかすため、実質化した人・農地プランに従って営農組合組織及び認定農業者への利用権設定・作業受委託の促進により、農用地の利用集積を進める。
- イ. 袖川地区は、蔬菜野菜組合を昭和30年代に設立し、早くから協業化を進めてきた地域である。引き続き夏秋トマトや夏ほうれんそうの振興を図るとともに、スキー場等の振興による都市と農村の交流事業を含めた将来の農業振興へと継ぎたい。  
また、平成27年度において集落営農組織を前身とする農地所有適格法人が設立されたことを機に、農用地の利用集積を進め、傾斜地における農用地の荒廃防止を図る。
- ウ. 海拔900m付近の山之村地区は、第2次農業構造改善事業の実施により土地基盤は整備されているものの、高齢化による遊休農地が目立っている。このため実質化した人・農地プランに従ってそばの栽培により農地の保全に努め、地域ぐるみの対策を進める。

農用地の経営基盤に関する各種制度の導入はもちろんのこと、高冷地のハンディをプラスにかえるため特徴ある振興策の推進を図る。また、半年間は雪に埋もれた地域であり、冬季の収入対策も図りながら経営基盤の強化を図る。

## 1. 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18号第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規程する農地所有適格法人をいう）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業に関する法律（平成25年法第101号）第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関して定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規程するものである場合には、次に掲げる要件のすべてを整えるものとする。
- ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規程する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 当市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けるもの（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 当市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 当市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、延滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）
- ② 当市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため

必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 当市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （5）要請及び申し出

- ① 当市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、当市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 当市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 当市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申し出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 当市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その

要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 当市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、当市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 当市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、番地、地目及び面積。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借貸並びにその支払の相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む）その支払（持分の付与を含む）の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項  
ア. その者が貸貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、貸貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について当市農業委員会に報告しなければならない旨

ウ. その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

当市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

当市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を当市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

当市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

当市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 当市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア. (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 当市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を当市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 当市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 本市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。本市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の基準となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ．作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ．認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ．その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を当市に提出して、農用地利用規程について当市の認定を受けることができる。
- ② 当市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア．農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ．(4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ．農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 当市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を当市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経

営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア． 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ． 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ． 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 当市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア． ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ． 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勸奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特

定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体（あっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 当市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 当市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、飛騨農林事務所、農業委員会、飛騨農業協同組合、農地中間管理機構（岐阜県農畜産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援の協力が行われるように努める。

### 3. 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （１）農作業の受委託の促進

当市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 飛騨農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- イ. 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発。
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化。
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進。

カ．農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定。

(2) 飛騨農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

飛騨農業協同組合は、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

第1の2に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

飛騨市農業支援協議会（就農支援部会）を中心に、生産農家、飛騨農林事務所、ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、飛騨農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（トマト研修施設、あすなろ農業塾等の研修情報、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や指導農業士等と連携して、高校や農業大学校等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、飛騨市農業士会との連携により、市内の小中学生を対象とした農業体験ツアーを開催することで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

飛騨市農業支援協議会（就農支援部会）において、就農希望者や研修生、新規就農者に対する研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

## ② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、実質化した人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために市内の新規就農者交流会への参加を促すとともに、飛騨市農業士会との交流の機会を設ける。また、吉城蔬菜出荷組合、高原蔬菜出荷組合への加入を促し、共同出荷による安定的な販路を確保するとともに、有機農法等によりさらに付加価値を高めた生産物については、商工会議所や商工会、飛騨市特産会と連携して、首都圏を始めとする大規模消費地に対する販売促進活動を展開し、販路の確保を支援する。

## ③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる飛騨市農業支援協議会（就農支援部会）による指導に限らず、飛騨地域農業再生協議会が主催する就農準備研修会、一般社団法人岐阜県農業会議が主催する複式農業簿記講座への参加を促し、品目特性等の基礎知識や資材知識、経営管理に必要な簿記・税務申告等に関する知識の習得等、きめ細やかな支援を実施する。

## ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の実質化した人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

就農に関する情報提供及び相談については、飛騨市農業支援協議会（就農支援部会）が窓口となり、就農希望者に対するワンストップサービスを提供する。協議会において検討、提案した総合的な就農メニューに基づき、技術や経営ノウハウの習得については岐阜県農業大学校、飛騨地域新規就農者育成協議会、指導農業士、あすなる農業塾長、就農後の営農指導等フォローアップについては飛騨農林事務所、飛騨農業協同組合、飛騨市認定農業者や指導農業士等、農用地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

当市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 当市は、県営圃場整備事業等による農業生産基盤整備の整備を通じて、農地の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設、菌床椎茸施設、畜産生産基地施設、堆肥生産施設等の農業近代化施設導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ. 当市は、経営所得安定対策への積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ. 当市は、農業集落排水事業、県営中山間地域整備事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努める。

エ. 当市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

オ. 当市は、特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備事業により、地域の農林業に従事する者、又はその組織する団体の経営の安定を促進し、地域の特性に即した農林業の振興を図る。

カ. 当市は、経営対策体制整備事業等の地域農政推進対策事業によって、農用地について利用集積を促進し、農業経営の担い手及び生産組織を育成するとともにその農業経営の安定を図る。

キ. 当市は、日本型直接支払制度（多面的機能支払）に取り組み、地域協働での農地・農業用水等の保全管理を促進する。

### (2) 推進体制等

当市は、市議会、農業委員会、飛騨農林事務所、飛騨農業協同組合、農事改良組合、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ農業経営基盤強化の促進について協議する。

ここでは、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示された効率的かつ安定的な経営の育成をめざし、その実現に向けて今後10年にわたり市として及び各関係団体が何をすべきか具体的な方策の検討を行う。

この事業推進の基本となる農用地の利用集積については農業委員、農地利用最適化推進委員、飛騨農業協同組合が相互に連携を図りながら、強力で押し進めていく。また、経営体の育成についても県、一般社団法人岐阜県農業会議等の指導を受け、

農地所有適格法人として確立していく。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

1 この基本構想は、令和3年 月 日から施行する。

## 別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第4の1(2)の関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常の栽培期間から見て3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する</p>

<p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、飛騨市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に、比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適切な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法	③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わる農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して査定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して、支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>